

熊本市保健所長		(宛)		校区		指導済		
				施設コード				
				手数料				
営業許可申請書 (新規、継続)								
年 月 日								
食品衛生法 (第55条第1項) の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。								
以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。								
申請者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄 □)								
申請者情報	電子メールアドレス：			法人番号：				
	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：			
	申請者住所 法人にあっては、所在地							
	(ふりがな)				(生年月日)			
営業施設情報	申請者氏名 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名			年 月 日生				
	電子メールアドレス：							
	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：			
	施設の所在地							
	(ふりがな)							
	施設の名称、屋号又は商号							
	(ふりがな)		資格の種類		調理師・製菓衛生師・栄養士・講習会修了者・その他 ()			
	食品衛生責任者の氏名		受講した講習会		□ () 地域食品衛生責任者講習会			
					□ eラーニング			
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装			自動販売機の型番				
HACCPの取組		□ HACCPに基づく衛生管理						
		□ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理						
営業許可業種	許可番号及び許可年月日		営 業 の 種 類			備考		
	1	指令 (食保) 第 号 年 月 日						
	2	指令 (食保) 第 号 年 月 日						
	3	指令 (食保) 第 号 年 月 日						
	4	指令 (食保) 第 号 年 月 日						
食品衛生監視員の意見		年 月 日 食品衛生監視員						
決 裁 印		食品衛生監視員の現地調査の結果は上記の通りであり基準に				受 付 印		
		適合 している と認められるので 許可して よろしいか						
		所 長		課 長		班 長		

申請手数料の還付はできません □

担 当 者	(ふりがな) 担当者氏名		電話番号	
申 請 者 情 報	法第55条第2項関係			該当には ☒
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。			☐
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。			☐
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。			☐
営 業 施 設 情 報	令第13条に規定する食品又は添加物の別			
	☐ 全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） ☐ 加糖粉乳 ☐ 魚肉ハム ☐ 食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） ☐ 調製粉乳 ☐ 魚肉ソーセージ ☐ マーガリン ☐ 添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） ☐ 食肉製品 ☐ 放射線照射食品 ☐ ショートニング			
	(ふりがな)		資格の種類	
	食品衛生管理者の氏名 「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要		受講した講習会	講習会名称 年 月 日
	使用水の種類		自動車登録番号 自動車において調理をする営業の場合	
上水道 (☐ 直結 ☐ 専用水道 ☐ 簡専水 ☐ 小規模 ☐ その他) ☐ 井水 (消毒設備の有無) ☐ 有 ☐ 無				
業 種 に 応 じ た 情 報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 ☐		ふぐの処理を行う施設 ☐	
	生食用食肉の加工又は調理を行う施設 ☐		(ふりがな)	
	指定成分等含有食品を取り扱う施設 ☐		ふぐ処理者氏名 ふぐ処理する営業の場合	
	輸出食品取扱施設 この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。		認定番号等	
添 付 書 類	☐ 施設の構造及び設備を示す図面（事業譲渡の場合は省略可）		☐ （自動車による営業の場合）自動車検査証の写し	
	☐ （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果		☐ その他保健所長が必要と認める書類	
	☐ 営業施設から200メートル以内の付近見取図		☐	
	☐ （法人の場合）登記事項証明書		☐	
事 業 譲 渡	営業を譲り受けたことを証する旨			
備 考				

記入例（個人の場合）

熊本市保健所長（宛）

校区 指導済

施設コード	
手数料	

営業許可申請書（新規、継続）

令和〇年〇月〇日

食品衛生法（第55条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。
以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 □ ）

申請者情報	電子メールアドレス： taro@.jp	法人番号：	
	郵便番号： 〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号： 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号： 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	申請者住所 法人にあっては、所在地 熊本市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号		
	(ふりがな) しょくひん たろう (生年月日)		
営業施設情報	申請者氏名 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 食品 太郎	平成〇年 〇月 〇日生	
	電子メールアドレス： taro@.jp	法人番号：	
	郵便番号： 〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号： 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号： 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	施設の所在地 熊本市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号		
	(ふりがな) れすとらん たろう		
	施設の名称、屋号又は商号 レストラン太郎		
	(ふりがな) しょくひん はなこ	資格の種類	調理師・製菓衛生師・栄養士・講習会修了者・その他（ ）
	食品衛生責任者の氏名 食品 花子	受講した講習会	☐ (〇〇市) 地域食品衛生責任者講習会 ☐ eラーニング
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 調理食品		自動販売機の型番
	HACCPの取組	☐ HACCPに基づく衛生管理 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理 計画： 記録：	
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1 指令（食保）第 号 年 月 日	飲食店営業	
	2 指令（食保）第 号 年 月 日		
	3 指令（食保）第 号 年 月 日		
	4 指令（食保）第 号 年 月 日		

食品衛生監視員の意見	年 月 日 食品衛生監視員			
	食品衛生監視員の現地調査の結果は上記の通りであり基準に			受付印
	適合 している と認められるので 許可して よろしいか			
	所 長	課 長	班 長	
決 裁 印				

申請手数料の還付はできません □

担当者	(ふりがな) しょくひん じろう		電話番号		
	担当者氏名 食品 次郎		〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
申請者情報	法第55条第2項関係			該当には ☒	
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。			☐	
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。			☐	
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。			☐	
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別				
	☐ 全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） ☐ 加糖粉乳 ☐ 魚肉ハム ☐ 食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） ☐ 調製粉乳 ☐ 魚肉ソーセージ ☐ マーガリン ☐ 添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） ☐ 食肉製品 ☐ 放射線照射食品 ☐ ショートニング				
	(ふりがな)		資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要		受講した講習会	講習会名称 年 月 日	
	使用水の種類 上水道（ ☐ 直結 ☐ 専用水道 ☐ 簡専水 ☐ 小規模 ☐ その他） ☐ 井水（消毒設備の有無） ☐ 有 ☐ 無		自動車登録番号 自動車において調理をする営業の場合		
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設		☐	ふぐの処理を行う施設	☐
	生食用食肉の加工又は調理を行う施設		☐	(ふりがな) しょくひん たろう	
	指定成分等含有食品を取り扱う施設		☐	ふぐ処理者氏名 ふぐ処理する営業の場合	
	輸出食品取扱施設 この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。		☐	認定番号等 食品 太郎 熊本県免許 第〇〇〇〇号	
	添付書類 ☐ 施設の構造及び設備を示す図面（事業譲渡の場合は省略可） ☐ （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果 ☐ 営業施設から200メートル以内の付近見取図 ☐ （法人の場合）登記事項証明書		☐ （自動車による営業の場合）自動車検査証の写し ☐ その他保健所長が必要と認める書類 ☐ ☐		
事業譲渡	営業を譲り受けたことを証する旨				
備考					

熊本市保健所長（宛）

校区 指導済

施設コード	
手数料	

申請手数料の還付はできません □

営業許可申請書（新規、継続）

令和〇年〇月〇日

食品衛生法（第55条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 □ ）

申請者情報	電子メールアドレス： restaurant - taro@ .jp		法人番号：	
	郵便番号： 〇〇〇-〇〇〇〇		電話番号： 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
	FAX番号： 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇			
	申請者住所 法人にあっては、所在地 熊本市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号			
営業施設情報	(ふりがな) かぶしきがいしゃ 〇〇しょくひん しょくひん たろう		(生年月日)	
	申請者氏名 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 株式会社 〇〇食品 食品 太郎		法人の場合記入不要 年 月 日生	
	電子メールアドレス： restaurant - taro@ .jp			
	郵便番号： 〇〇〇-〇〇〇〇		電話番号： 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
	FAX番号： 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇			
	施設の所在地 熊本市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号			
	(ふりがな) れすとらん たろう			
	施設の名称、屋号又は商号 レストラン太郎			
	(ふりがな) しょくひん はなこ		資格の種類 調理師・製菓衛生師・栄養士・講習会修了者・その他 ()	
	食品衛生責任者の氏名 食品 花子		受講した講習会 □ (〇〇市) 地域食品衛生責任者講習会 □ eラーニング	
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 調理食品		自動販売機の型番		
HACCPの取組		□ HACCPに基づく衛生管理 □ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
計画： 記録：				
営業許可業種	許可番号及び許可年月日		営業の種類	
	備考			
	1 指令（食保）第 号 年 月 日		飲食店営業	
	2 指令（食保）第 号 年 月 日			
	3 指令（食保）第 号 年 月 日			
4 指令（食保）第 号 年 月 日				
食品衛生監視員の意見		年 月 日 食品衛生監視員		
決 裁 印		食品衛生監視員の現地調査の結果は上記の通りであり基準に		
		適合 している と認められるので 許可して よろしいか		
		所 長 課 長 班 長 班 員		

担当者	(ふりがな) しょくひん じろう		電話番号	
	担当者氏名 食品 次郎		〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
申請者情報	法第55条第2項関係			該当には ☒
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。			☐
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。			☐
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。			☐
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別			
	☐ 全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの）			
	☐ 加糖粉乳 ☐ 魚肉ハム ☐ 食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの）			
	☐ 調製粉乳 ☐ 魚肉ソーセージ ☐ マーガリン ☐ 添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの）			
	☐ 食肉製品 ☐ 放射線照射食品 ☐ ショートニング			
	(ふりがな)		資格の種類	
	食品衛生管理者の氏名 「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要		受講した講習会	
			講習会名称	
			年 月 日	
	使用水の種類		自動車登録番号 自動車において調理をする営業の場合	
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 ☐		ふぐの処理を行う施設 ☐	
	生食用食肉の加工又は調理を行う施設 ☐		(ふりがな) しょくひん たろう	
	指定成分等含有食品を取り扱う施設 ☐		ふぐ処理者氏名 ふぐ処理する営業の場合	
	輸出食品取扱施設 ☐		食品 太郎	
	この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。		認定番号等 熊本県免許 第〇〇〇〇号	
添付書類	☐ 施設の構造及び設備を示す図面（事業譲渡の場合は省略可）		☐ （自動車による営業の場合）自動車検査証の写し	
	☐ （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果		☐ その他保健所長が必要と認める書類	
	☐ 営業施設から200メートル以内の付近見取図		☐	
	☐ （法人の場合）登記事項証明書		☐	
事業譲渡	営業を譲り受けたことを証する旨			
	((例)添加物次郎から営業を譲り受けました。(申請者による記載(加えて当該契約書等の写しの提示など))			
備考				